

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成30年3月29日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 2件

**国民年金関係** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700406号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700037号

## 第1 結論

昭和63年\*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和43年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年\*月から平成2年3月まで

私が20歳になった昭和63年\*月に私は大学生だったが、父が私の国民年金の加入手続をA市役所で行ってくれた。当時、加入及び納付は必ずするものと思っていたので、国民年金保険料は私がB銀行A支店で納付した。経済的に困っていたという状況になく、家族も税金の納付で遅延など一切なかった。国の制度にかかわるものと考え、納付していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の父が、請求者が20歳になった昭和63年\*月に国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、当該加入手続を行ったとする父は、既に亡くなっています、当時の事情を聴取できず、請求者は国民年金の加入手続に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況が不明である。

また、請求者は、国民年金加入時の年金手帳は見たことはないと陳述しているほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索により調査したが、請求者が初めて厚生年金保険に加入了平成2年4月より前に、国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できない上、昭和63年\*月から平成2年3月までA市において払い出された国民年金手帳記号番号について、紙台帳検索システムで全件確認調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続は行われておらず、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、請求者は自身がB銀行A支店で国民年金保険料を納付したと主張しているが、請求期間は上述のとおり国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、請求者も納付場所以外の納付の時期及び金額についてははつきりと覚えていない旨陳述している

ことから、請求者の国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700390 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700235 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 事業所における標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
② 平成 15 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
③ 平成 17 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
④ 平成 17 年 11 月 1 日から平成 18 年 2 月 1 日まで  
⑤ 平成 18 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
⑥ 平成 18 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
⑦ 平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 2 月 1 日まで  
⑧ 平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 1 月 1 日まで  
⑨ 平成 20 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
⑩ 平成 20 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
⑪ 平成 20 年 12 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日まで  
⑫ 平成 21 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで  
⑬ 平成 21 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
⑭ 平成 23 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 社 B 事業所に勤務していた期間について、日本年金機構から送付された「厚生年金保険料納付額の月別状況」を確認したところ、請求期間に係る厚生年金保険料額が給与明細書の保険料額と一致していないことに気が付いた。標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標

標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該認定額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える場合に記録を訂正することとなる。

そのため、請求期間①、②、④、⑥、⑨、⑩、⑫、⑬及び⑭については、各請求期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から算定される標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、当該期間の標準報酬月額の訂正是認められない。

一方、請求期間③、⑤、⑦、⑧及び⑪については、各請求期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく保険料額を超えるものの、当該保険料額から算出される標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であり、また、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額から算定される標準報酬月額についても、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、当該期間の標準報酬月額の訂正是認められない。